

令和4年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和4年11月18日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

14番 藤枝浩君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
市民生活部長	持丸公伸君
環境推進監	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第6号

令和4年11月18日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について
- 議案第73号 工事請負契約の変更について
- 議案第74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
- 議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）

- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
- 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
- 議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について
 - 議案第73号 工事請負契約の変更について
 - 議案第74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
 - 議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）
 - 議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）
 - 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）
 - 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）
 - 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）
 - 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）
 - 議案第81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
 - 議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
 - 議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長(石松俊雄君) 皆さんおはようございます。

報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は14番藤枝 浩君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長(石松俊雄君) 日程について報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(石松俊雄君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、17番大貫千尋君を指名します。

議案第 71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について

議案第 72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について

議案第 73号 工事請負契約の変更について

議案第 74号 指定管理者の指定について(笠間市地域福祉センター)

議案第 75号 指定管理者の指定について(筑波海軍航空隊記念館)

議案第 76号 指定管理者の指定について(笠間市民体育館)

議案第 77号 指定管理者の指定について(笠間市岩間総合運動公園)

議案第 78号 指定管理者の指定について(笠間市総合公園及び石井街区公園)

議案第 79号 指定管理者の指定について(笠間市笠間武道館)

議案第 80号 指定管理者の指定について(笠間市岩間海洋センター)

- 議案第 81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）
議案第 82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
議案第 83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第 88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例についてから議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの20件を一括議題とします。

審査は終了しております。

各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告をお願いします。

総務産業委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 総務産業委員会審査結果報告。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、11月10日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第73号、議案第82号の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）であります。デジタル戦略課所管では、引っ越しワンストップ支援サービスシステム使用料について、このシステムの内容はマイナンバーカードを使用することが前提であるのかとの質疑に対し、マイナンバーカードを使用することで市役所に来庁せず住所変更の手続きができる制度であるとの答弁がありました。

次に、農政課所管では、土地改良事業を含む農業水利施設電力価格高騰対策事業補助金について、補正額2,017万6,000円はどのような形で補助をしていくのかとの質疑に対し、この補助は、令和3年4月から9月と令和4年4月から9月の同時期を比較し、高騰分の70%を補助するものであるとの答弁がありました。また、電気料の高騰は今後も続くと思定されることから、現在も増えている耕作放棄地に再生可能エネルギーの施設を設置する

などで農業施設に係る電気料をカバーできる仕組みを構築し、脱炭素社会に向けた取組を積極的に検討してほしいとの意見がありました。

なお、議案第73号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第73号については全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第82号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員長より報告をお願いいたします。

教育福祉委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 教育福祉委員会から審査結果の報告を申し上げます。

今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、11月11日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第74号外12件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、生涯学習課所管の議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）では、記念館での展示内容に関する質疑があり、展示内容等をよく検討し、是正が必要であれば適宜行い、設置目的に合った運営をしてほしいと要望しました。

次に、議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）では、指定管理者として指定する団体の職員の待遇労働条件についての質疑があり、人件費は指定管理者で判断することになり、必要に応じて指定管理者との年度協定の際、十分考慮するようにお願いするとの答弁がありました。

次に、議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）では、社会福祉課所管の障害者総合支援システムの改修に係る増額について改修の内容に関する質疑があり、障害福祉サービス等を処理するシステムを新たに国と連携させる、これにより国が障害福祉の利用状況などのデータを確実に収集でき、その分野における調査分析、研究が可能となり、地域に応じた質の高いサービスの提供制度構築につながるとの答弁がありました。

次に、保険年金課所管の議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、社会保障・税番号制度システム整備補助金の用途に関する質疑があり、マイナンバーカードと健康保険証の連携を推進するチラシの作成費用が補助金の対象となったものであるとの答弁がありました。

なお、議案第74号、議案第77号から議案第81号、議案第84号、議案第85号、議案第87号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第83号では、マイナンバー制度の管理不備、情報漏えいに関する危険性もあるため、マイナンバーカードの普及及び保険証との一体化を推進することには反対するとの討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第74号から議案第82号、議案第84号、議案第85号、議案第87号については全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第83号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員長より報告をお願いします。

建設土木委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、11月14日、執行部より関係部課長の出席を求め、議案第71号外6件の付託案件の審査を行いました。

審査の経過での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）ですが、建設課所管では、道路新設改良費の測量設計等委託料の増額補正について、現在、事業を進めている通学路等の工事が完成することで今後、事業予定の友部第二中学校付近の枝折川に架かる人道橋の完成はいつ頃になるかとの質疑に対し、測量設計を実施した後、河川の管理者である県と協議し、着工までに約2年かかり、工事に2年から3年を要することから、完成まで4年から5年を予定しているとの答弁があり、また、今後の事業予定などについて確認をいたしました。

次に、管理課所管では、住宅管理費の住宅空き家修繕工事とはどのようなもので、修繕住宅は今後何年くらい使用できるのかとの質疑に対し、入居者が退去後、次の方の入居ができるよう修繕するものであり、石井第2住宅はRC構造なので30年から40年、稲田第2住宅は木造なので約20年使用できるとの答弁がありました。

次に、都市計画所管では、鯉淵公園に設置を予定している日よけについて、設置箇所と形状について確認をいたしました。

次に、議案第88号 令和4年度笠間市水道会計補正予算（第2号）ですが、動力費の増加は光熱費の高騰によるものとのことだが、前年度と比較をしてどのくらい増加になるのかとの質疑に対し、1.2倍から1.3倍となるとの答弁がありました。

なお、議案第71号、議案第72号、議案第86号、議案第89号、議案第90号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位には御賛同賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

11番石井 栄君。

〔11番 石井 栄君登壇〕

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。

まず第1、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例では、提案理由に、本案は農業集落排水の地方公営企業法適用に伴い所要の改定を行うものでありますと記載されております。資料によりますと、地方公営企業法適用について、これまでの経過が示されております。それによると、平成27年1月に総務大臣から地方公営企業会計の適用の推進についての通知があり、都道府県及び人口3万人以上の市町村については、令和2年度までに地方公営企業法適用の必要がある旨の方針が示され、市の公共下水道事業は平成30年4月1日から地方公営企業法を適用、平成31年1月に総務大臣から地方公営企業会計の適用のさらなる推進についてが通知され、農業集落排水事業においても令和5年度までに地方公営企業法適用に移行する必要がある旨の方針が示されました。このため、本市の農業集落排水事業も令和2年度から移行事業を進め、令和5年4月1日から地方公営企業法を適用しますと、このような説明がされております。要するに、総務大臣から地方公営企業法の適用を強く勧められたことが大きな要因によるものと考えられます。

地方公営企業法全部適用について、特別会計、これは地方自治法に基づくものであり、企業会計、これは地方公営企業法全部適用、水道事業、公共下水道事業に準ずるということで、官公庁会計方式は単式簿記であるが、企業会計方式は複式簿記などの説明がありました。

また、地方公営企業法適用の効果については、三つほど述べられております。経営状況が明確化される、2番目は、適切な財産把握、資産老朽化の状況等を把握できる、それから3番目、職員の経営意識、これについては経営意識を持った職員の育成につながる、このことが議案質疑の中で改めて説明をいただきました。

さて、今年4月から、公共下水道料金、農業集落排水料金が15%増加いたしました。これは、経営状況の明確化、適切な財産管理、職員の経営意識の育成などによる地方公営企業法適用のいわゆる効果に当たるものではないでしょうか。地方自治体の住民福祉の観点とは異質な対応の結果ではないかと考えます。経営状況、減価償却、経営意識という点が強調されることになると、住民福祉という観点が後景に退くこととなります。一般会計からの繰入額を抑制、削減に導く見方になりやすい会計方式であると考えられます。

公共施設には、様々なものがあります。学校や図書館、公民館、市民体育館など、それぞれ役割は異なりますが、根底にあるのは、地方自治法に基づく住民の福祉であります。今回の改定は、地方自治法に基づく会計方式を変更して、地方公営企業法を適用する会計方式に変更するものであります。今回の改定は、本来の公共施設の在り方というところから異なる方向を目指し、効率優先、経営優先につながりやすい会計方式への移行と考えられます。

よって、この条例に賛成できません。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたく、反対討論いたします。

2番、議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の廃止条例は、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例に伴うものであり、議案第71号は特別会計とは異なり、効率優先、経営優先につながりやすい会計方式への移行と考えられるものであり、それへの変更に伴うものでありますので、反対いたします。議員の皆様には御理解と御賛同をお願い申し上げまして、反対討論いたします。

三つ目、議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）に、反対の立場で討論いたします。

議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355億9,392万4,000円とするものであります。内容を精査しますと、歳入の国庫補助金、総務費国庫補助金に個人番号交付事務補助金312万円、マイナポイント事業費補助金321万3,000円が計上されており、歳出では、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の中にオンライン資格確認導入事業補助金として、マイナンバーカードを活用した事業費として420万2,000円が計上されています。内容項目に沿ってみますと、そのほかには、栗生産規模拡大支援事業補助金991万9,000円、農業水利施設電力価格高騰対策事業補助金2,017万6,000円などに代表される、笠間市にとって大切な予算が多く計上されております。

しかし、市は、国の方針に沿ってマイナンバーカードの普及に力を入れております。国はマイナンバーカードに健康保険証を組み入れることを推奨し、マイナンバーカード取得者にはポイントを付与することができるようにするなど、なりふり構わぬ手法を取り入れ、

今年度中に多くの国民にマイナンバーカードを持たせるよう躍起になっております。

マイナンバーカードの活用により、個人情報の漏えいが懸念されております。朝日新聞10月30日付では、政府の個人情報保護委員会が全国の自治体にマイナンバー（社会保障・税番号）の管理状況について点検を求めたところ、半数近くがデータ入力などの業務委託をしており、うち1割超の自治体で不備があった。ただ、実際は、自治体による自己点検の結果よりも、管理不備は多い可能性がある。

政府の個人情報保護委員会が過去5年間に実施した170自治体への立入検査では、委託や再委託に関連して、98自治体で不備が見つっていると指摘しております。これは、50%以上に当たります。個人情報の保護に対する信頼性は低いことを示すものであります。マイナンバーカードの活用に予算を支出することは認められません。

よって、この議案に反対いたします。議員の皆様方にはこれらの問題点に御理解をいただき御賛同いただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

次に、4番目、議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算、これに反対の立場で討論いたします。

令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,936万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,238万6,000円とするものであります。歳出には、保険給付費、高額療養費、一般保険者高額療養費として3,800万円が計上され、医療費増に対応する予算となっており、これは重要な大切な支出項目であります。

しかし、総務費、趣旨普及費として国庫支出金13万5,000円が計上され、一般財源の13万5,000円が減額となっており、一般財源から支出する予定のものを国庫補助に切り替えるものであります。13万5,000円は、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけることを推奨するパンフレットの作成に充てたものであります。政府は、健康保険証をマイナンバーカードにひもづけた後、2024年秋には健康保険証を廃止する、このような方針を示しています。このような強権的なやり方には、多くの国民が反対をしております。

今回の補正予算は、パンフレット作成の後、パンフ作成の財源を一般会計から国庫補助に切り替えるものでありますが、財源を切り替えてマイナンバーカードに健康保険証をひもづけることに対して、議会の承認を得たいということであり、マイナンバーカードの活用は、個人情報漏えいの危険性を高め、国民を管理するために使われる懸念もございます。

よって、この議案には反対いたします。議員の皆様方には御理解を賜りますようお願い申し上げます、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をします。

初めに、議案第71号 笠間市特別会計条例等の一部を改正する条例について採決いたし

ます。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、ボタン赤いランプを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例を廃止する条例について採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 工事請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 指定管理者の指定について（筑波海軍航空隊記念館）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第76号 指定管理者の指定について（笠間市民体育館）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園及び石井街区公園）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第81号 指定管理者の指定について（笠間市岩間工業団地テニスコート）を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第9号）を採決します。
この採決は採決システムにより行います。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。
賛成の方は、ボタンを確認してください。
よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。
投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決
されました。

次に、議案第83号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決
します。

この採決は採決システムにより行います。
本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。
賛成の方は、マイクのボタン、赤い点灯をしているか確認してください。
よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。
投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決
されました。

次に、議案第84号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採
決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第85号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決しま
す。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。
本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第86号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和4年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

午前10時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 松 俊 雄

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 大 貫 千 尋